

議案第 22 号

三朝町小中学生等医療費助成条例の設定について

次のとおり三朝町小中学生等医療費助成条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 20 年 3 月 10 日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町小中学生等医療費助成条例

（目的）

第 1 条 この条例は、小中学生等に係る医療費の一部を助成することにより、小中学生等の保健の向上に寄与し、もって小中学生等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小中学生等 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後であって 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、小中学生等を現に監護し、かつ、扶養しているものをいう。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律及びこれらに基づく命令をいう。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

（対象者）

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、小中学生等の保護者で、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 保護者及び小中学生等が、三朝町内に住所を有していること又は保護者若しくは小中学生等が、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により、三朝町が行う国民健康保険の被保険者とされる者であること。ただし、保護者又は小中学生等が、同法同条第 1 項の規定により、同項に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされる者である場合を除く。
- (2) 小中学生等が、国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、小中学生等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該小中学生等の保護者は、対象者としなない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

(2) 規則で定める施設に入所しているとき。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する里親に委託されているとき。

(4) 三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）又は三朝町心身障害者医療費助成条例（昭和57年三朝町条例第9号）の規定による助成を受けているとき。

（助成）

第4条 町は小中学生等の療養又は医療に要する費用のうち、国民健康保険法又は社会保険各法その他の法令の規定により小中学生等に係る国民健康保険法の規定による世帯主又は社会保険各法の規定による被保険者その他これに準ずる者（以下「被保険者等」という。）が負担することとなる費用（社会保険各法に規定する附加給付金として支給される附加給付金があるときは、当該給付金の額に相当する額を控除するものとし、入院時の生活療養に係る費用及び入院時の食事療養に係る費用並びに国民健康保険及び社会保険各法等以外の要綱、要領等の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合にあつては、当該給付の額に相当する額を除く。以下「医療費」という。）から一部負担金の額を控除した額について助成するものとする。

2 前項の一部負担金の額は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までに掲げる給付（同項第5号に掲げる給付に伴うものを除く。） 同条第3項第1号に規定する保険医療機関（以下「保険医療機関」という。）ごとに1日につき530円

(2) 健康保険法第63条第1項第5号に掲げる給付 保険医療機関ごとに1日につき1,200円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める給付に係る第1項の一部負担金の額は、0円とする。

(1) 同一の月に同一の保険医療機関において前項第1号に掲げる給付を5回以上受けたとき 5回目以降の同号に掲げる給付

(2) 所得が低額であることその他の事情をしん酌して規則で定める者が同一の月に同一の保険医療機関において前項第2号に掲げる給付を16日以上受けたとき 16日目以降の同号に掲げる給付

4 第2項第1号の一部負担金の額は、医療を受ける者が保険医療機関から受けた給付にあつては、健康保険法第76条第2項又は第3項の規定により算定した額に国民健康保険又は社会保険各法に定める被保険者負担割合を乗じて得た額（その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額とする。）を上限とする。

（助成方法）

第5条 医療費の助成は、療養又は医療を受けた病院、診療所及び薬局の発行する被保険者等の支払った医療費の領収書に基づいて、対象者に支払うことによって行う。

（医療費の助成の申請）

第6条 前条の規定により医療費の助成を受けようとする対象者は、小中学生等医療費助成申請書に支払った医療費の領収書その他規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

(損害賠償との調整)

第7条 町長は、小中学生等が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(医療費の助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に支給した医療費の助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。